

[商品概要説明書]

無利息型普通預金

平成 2 5 年 7 月 8 日現在

1 . 商 品 名	・無利息型普通預金（決済用預金）
2 . 販売対象	・法人、個人
3 . 期 間	・期間の定めはありません
4 . 預 入 預入方法 預入金額 預入単位	・随時預け入れできます ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
5 . 払戻方法	・随時払い戻しできます
6 . 利 息	・お利息はつきません
7 . 手 数 料	・キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料がかかります（詳しくは「各種手数料のご案内」をご覧ください）
8 . 付加できる特約事項	・個人の方は「総合口座」による当座貸越ができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0 . 5 % 上乗せした利率） ・自動振替、為替取引等機能サービスについては、普通預金と同様の取扱ができます
9 . 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00 / 13:00～15:00）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00 / 13:00～16:00）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00 / 13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） 当該地域の弁護士会に紛争を</p>

	<p>移管し、解決する方法（移管調停） もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>10.その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債等の自動受取ができます ・ 本商品は預金保険制度の対象商品であり、全額保護されます